

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、川口都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 川口都市計画区域の位置等

川口都市計画区域は、都心から約 20km 圏、埼玉県南端に位置しています。
また、川口都市計画区域に含まれる土地の区域は、川口市の行政区域の全域です。

【3・5・97号 大宮鳩ヶ谷線】

本路線は、川口市の桜町一丁目を起点とし、川口市鳩ヶ谷本町一丁目に至る延長約 250m、幅員 12m の幹線街路です。

II. 変更の理由

3・5・97号大宮鳩ヶ谷線は、鳩ヶ谷駅へのアクセス機能を有する幹線街路として、3・4・98号鳩ヶ谷駅東口駅前通り線と一体的に都市計画決定されています。

川口市において、社会状況の変化を踏まえて策定された「川口市道路網計画(令和3年3月)」の中で、鳩ヶ谷駅へのアクセス機能のあり方を検証した結果、一般県道さいたま鳩ヶ谷線と市道によって交通の代替機能を確保することが可能であるため、本路線の全線を廃止するものです。

III. 変更の内容

名 称	延 長	車線数	幅 員	変更内容
— (3・5・97号大宮鳩ヶ谷線)	— (約 250m)	— (2 車線)	— (12m)	・ 廃止

括弧内は変更前を示す

IV. 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①道路 (川口市決定)